

乙第12号証

日本再興戦略 2016
—第4次産業革命に向けて—

平成28年6月2日

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 ······ 50

1. 第4次産業革命の実現 ······ 50

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立と規制・制度改革、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用プロジェクト等の推進

① 産学官を糾合した人工知能技術に係る司令塔機能「人工知能技術戦略会議」の設置
と人工知能技術の研究開発・社会実装の推進等

② 規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【プロジェクト抽出体制の整備】

【個別プロジェクトの実行実現】

<BtoC のビジネス領域関連>

ア) IoT を活用した健康・医療サービスの充実強化

イ) 無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備

ウ) 小型無人機の産業利用の拡大に向けた環境整備

エ) 世界最先端のスマート工場の実現

オ) 次世代ロボットの利活用促進

カ) 産業保安のスマート化

キ) 防災・災害対応に係る IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボット等の活用推進

ク) i-Construction

ケ) FinTech

コ) キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用促進

サ) IoT を活用したおもてなしサービスの実現

<CtoC のビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進>

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

① データ利活用促進に向けた環境整備

② スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進

ア) 第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

イ) 第4次産業革命に対応した金融・資本市場の整備

ウ) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

エ) 公正かつ自由な競争を確保するための実態把握と厳正な法執行

③ 第4次産業革命を支える人材育成・教育システムの構築

④ 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第4次産業革命の波及

⑤ 第4次産業革命に対応した IT 産業の構造転換

⑥ サイバーセキュリティの確保と IT 利活用の徹底等

ア) サイバーセキュリティの確保

イ) IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等

ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進

⑦ 第4次産業革命を支える情報通信環境整備

ア) モバイル分野の競争促進

を進め、人材育成、政府機関及び重要インフラの対策や、IoT システム対策、研究開発、国際ルール等の形成等を強力に推進する。

- ・人材育成に関しては、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に沿って検討を進める。その際、企業のセキュリティ対策の推進に必要な橋渡し人材層の育成と経営層の意識改革によって、人材需要の喚起を進める。また、今後必要となる人材像のビジョンを明確化し、2020 年までに情報処理安全確保支援士の登録者数 3 万人超を目指すことをはじめとして、産学官連携による教育・演習実施・資格整備等を通じた人材供給を進める。こうした人材の需要と供給の好循環を形成するための各施策をつなぐ取組について検討を進め、本年度中に策定・公表する次期人材育成プログラムに盛り込む。さらに、各府省庁における司令塔機能の抜本的強化、橋渡しセキュリティ・IT 人材（部内育成の専門人材）の確保・育成や対処機関における人的基盤の強化等に取り組む。
- ・重要インフラ防護に関しては、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画の見直しに向けたロードマップ」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に従い、経営層における取組や情報共有、内部統制の強化やマイナンバー制度の運用に係るセキュリティ確保等の「サイバー攻撃に対する体制強化」、情報共有範囲の見直し等の「重要インフラに係る防護範囲の見直し」、国際連携や産学官連携による人材育成等の「多様な関係者間の連携強化」等に係る検討を進め、本年度末までに行動計画の見直しについて結論を得る。なお、早急に対処すべき事項については行動計画の見直しを待たずに対処することとする。特に、産学官連携による重要インフラ・産業におけるセキュリティ人材育成・技術開発のための体制については、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、来年度中に整備する。

イ) IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等 (行政手続・民間取引における IT 利活用の推進)

- ・「法令等に基づく全手続等の悉皆調査」（いわゆる全数調査）に関し、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT 総合戦略室」という。）は各府省庁の調査・回答状況を本年 6 月を目途に公表し、

その内容につき検証を行い、各府省庁においては今後の取組方針についての検討を行う。

「IT 利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定）に基づいて各府省庁が行う行政手続・制度の見直し計画の策定状況を踏まえ、IT 総合戦略室は、各府省庁と連携の下、民間ニーズ等の観点から IT 利活用を優先的に導入すべきと考えられる手続等を特定し、本年末までに導入時期及び必要な法制上又はその他の措置を取りまとめる。

また、それ以外の行政手続等についても、IT 総合戦略室においては、技術革新や民間ニーズなどを勘案し、各府省庁に対して IT 利活用導入のために必要な条件等を聴取し、その内容を検証するとともに、各府省庁は毎年 12 月末までに策定する見直し計画にその検証結果を反映する。

(国・地方自治体の IT 化・BPR の更なる推進)

- ・ 国の行政機関における業務・システムについては、国民の利便性や公共価値（Public value）を高める観点から、情報システムの運用コスト削減と行政サービスの改善、業務の効率化等に取り組む。このような考え方の下、ハローワーク、年金、国税、登記・法人設立等関係においては、オンライン・デジタルを前提とした業務の体系への刷新を進める。また、法人番号導入を契機に、企業が活動しやすいビジネス環境整備に向けた横断的な取組を推進することとし、事業開始の際に必要な各種手続における登記事項証明書の添付省略やオンライン手続の利用促進等手續の簡素化・迅速化に向けた見直しを行い、平成 30 年度から予定されている登記情報システムの更改等に反映する。
- ・ 地方公共団体の IT 化・BPR 推進の観点から、従来の取組から得られた知見を他の地方公共団体での取組にいかすために、国と地方公共団体等の間の情報・意見交換の場を提供する仕組み等を検討し、本年度中に取りまとめる。
- ・ 自治体クラウドの取組事例を深掘り・分析した結果について、今後導入する自治体の取組に資するよう整理・類型化し、その成果を、各自治体に対して提供し、助言を実施する。このような取組を通じて、自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村数を更に増加させ、來

年度までに倍増（約1,000団体）することを図る。

- ・自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等自治体クラウドの質の一層の向上を図る。さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、自治体の情報システム改革を推進する。これらの取組を通じて、自治体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図る。

（マイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大）

今年1月に開始したマイナンバー制度に関しては、マイナンバーカードの着実な交付等による国民の信頼性確保を最優先に、来年7月からのマイナポータルの本格運用開始に向けた取組と並行して、国民生活の利便性向上に向けたマイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大に関する検討等を進める。

- ・国民の子育て負担軽減を図るため、希望者が妊娠、出産、育児等の子育て関連の申請に関して、窓口への訪問や書類郵送なしで地方公共団体における手続をマイナンバー制度・マイナンバーカードの活用により、オンラインで一括して行えるよう、現行法上の要請を踏まえつつワンストップ化の検討を行い、来年7月以降速やかに実現する。
- ・災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有の在り方について検討を行い、本年度中を目途に方針を取りまとめる。
- ・法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。あわせて、マイナンバーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。
- ・法人番号の利活用による法人関連情報の収集に係るコストの削減、

事業開始の際に必要な税務・社会保険等の各種手続の簡素化、オンライン手続のワンストップ化による民間事業者等における事業活性化や行政事務の効率化等を図る。あわせて、法人番号を併記した法人情報のオープンデータ化等を本年1月以降順次開始し、来年1月に「法人ポータル（仮称）」の運用を開始する。

- 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能等）を活用した公共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なものから来年度以降順次実現する。

ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進

課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」（平成28年5月20日IT総合戦略本部決定）に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目途に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。あわせて、地方公共団体における地域特性等も踏まえた自主的な取組や、民間企業等による防災等の協調的な分野での取組を促進する。

⑦ 第4次産業革命を支える情報通信環境整備

ア) モバイル分野の競争促進

- 昨年成立した改正電気通信事業法において携帯電話網の接続ルールの充実等が図られたことを踏まえ、加入者管理機能をはじめとした各種機能の開放やMVNOサービスの更なる利便性向上に係る事業者間協議の促進を通じたMVNOの普及促進を図り、モバイル市場における競争環境を整備する。また、訪日外国人による国内発行SIMカードの利用促進を図り、モバイル市場における利用環境を整備する。

イ) IoTに対応するための情報通信インフラの高度化・周波数帯確保

また、介護業務等に関するデータの標準化、介護記録の ICT 化による業務分析・標準化、適切なケアマネジメント手法の普及・サービスの質の評価を推進する。

こうした取組により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切な介護サービスの推進による質の向上を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

iii) 医療・介護等分野における ICT 化の徹底

① 医療等分野における ID の導入等

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 10 日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、2018 年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。その際、公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる。あわせて、医療等分野のデータの徹底的なデジタル化や必要な標準化の取組も推進する。

② ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用

国等が保有する医療等分野の関連データベースについては、「医療等分野データ利活用プログラム」（平成 28 年 3 月 30 日次世代医療 ICT 基盤協議会策定）に整理したスケジュールに沿って、患者データの長期追跡や、医療情報データベースシステム（MID-NET）基盤整備事業や小児と薬情報収集ネットワーク整備事業等の各データベース間の連携、民間利活用の拡大に向けて、着実に対応を進める。

また、既存の法令との関係を整理した上で、医療等分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤として「代理機関（仮称）」を実現するため、次世代医療 ICT 基盤協議会等において「代理機関（仮称）」に係る制度を検討し、その結果を踏まえて、来年中を目途に所要の法制上の措置を講じる。その際、例えば「代